

平成31年1月24日

四国地方整備局 香川河川国道事務所

～国道11号大内白鳥バイパスにおける

土壤汚染対策法に基づく申請について～

国土交通省 香川河川国道事務所が事業を進める「国道11号大内白鳥バイパス」において実施した埋蔵文化財の試掘調査にて、ガラスなどの廃棄物が確認されたため、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤溶出量基準を超える鉛及び水銀が検出されました。

本日、土壤汚染対策法に基づく申請をしましたのでお知らせします。

1. 申請箇所：香川県東かがわ市伊座地先

2. 申請内容：

◆土壤汚染対策法に基づき、試料を採取し土壤汚染状況調査を行ったところ、土壤溶出量を上回る「鉛及びその化合物」、「水銀及びその化合物」が検出されたため、土壤汚染対策法に基づく区域に指定されるよう香川県知事に申請しました。

3. 今後の方針：

◆香川県環境部局の指導に基づき適切に対応して参ります。

4. その他：

◆香川県は、周辺の飲用井戸の有無等を東かがわ市と調査し、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定。

本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先（◎は主な問い合わせ先）

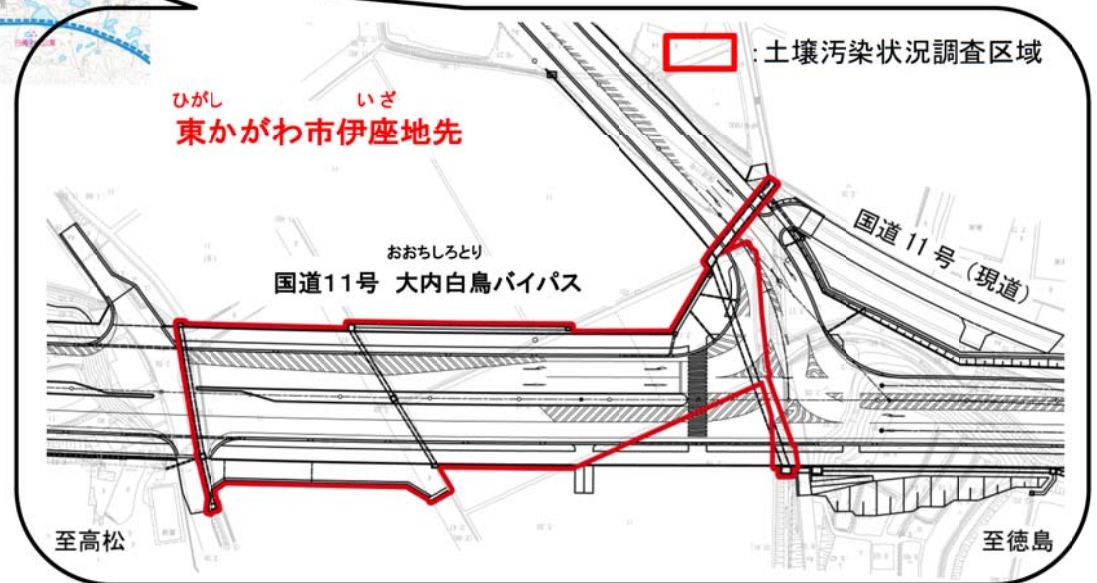
国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

◎副所長（道路） 岡崎 和幸（内線 205）

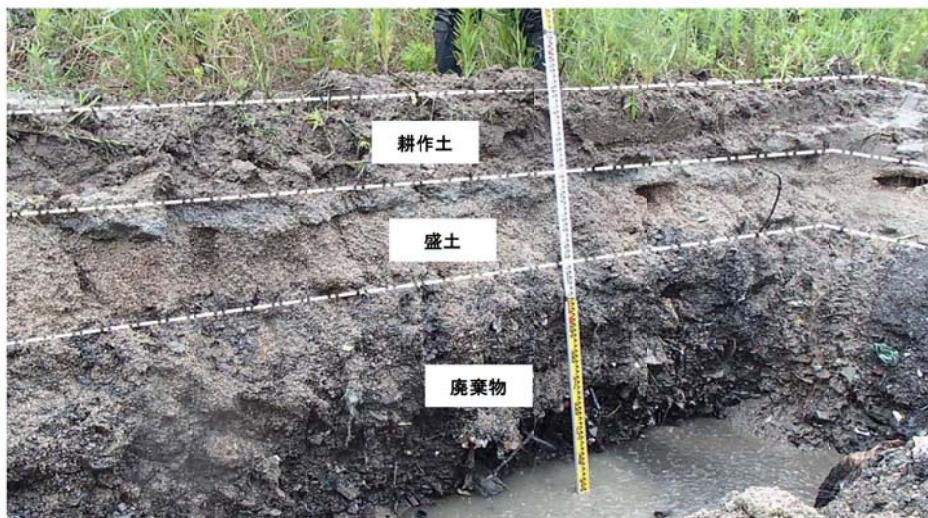
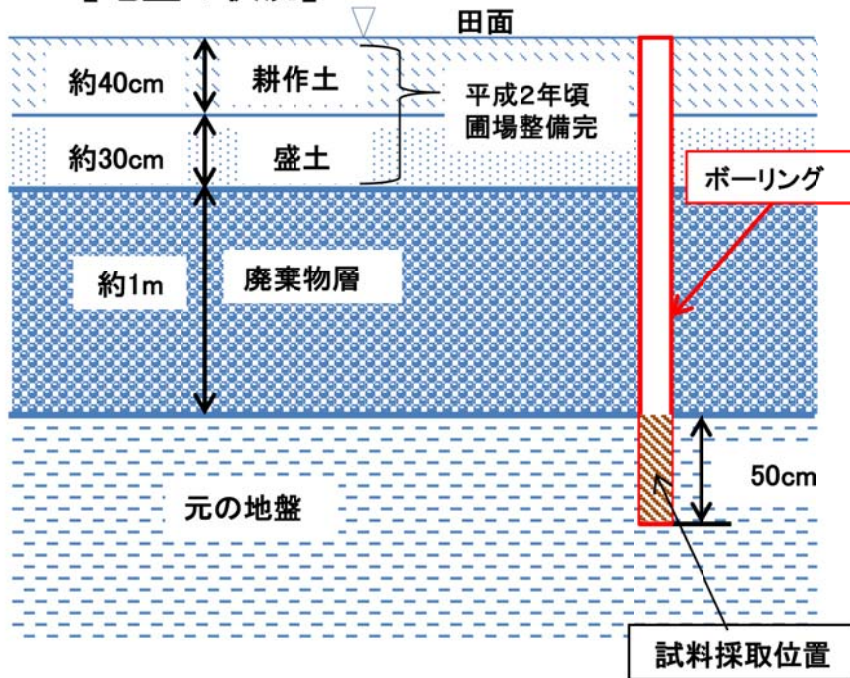
工務第二課長 毛利 浩徳（内線 411）

TEL 【代表】（087）821-1561

○位置図



【地盤の状況】



【現在までの経緯】

○5月:埋蔵文化財調査中に廃棄物を発見

○6月:事業者による分布状況等調査開始

香川県環境部局、東かがわ市に通報

○8月:香川県環境部局と協議開始

○9月:土壤汚染状況調査の開始

・地歴調査に着手

○11月:ボーリングによる試料採取・分析に着手

○1月:採取試料分析結果判明(基準値を超過)

:土壤汚染対策法14条申請

◆検出濃度(調査箇所数:48箇所)

・鉛及びその化合物(10箇所)

土壤溶出量基準0.01mg/L以下に対し、0.011mg/L~0.042mg/L

・水銀及びその化合物(1箇所)

土壤溶出量基準0.0005mg/L以下に対し、0.0008 mg/L